

「一般名処方」に関するお知らせ

- ・ 医薬品の供給が不足した場合に、処方等の変更等に関して十分な対応ができる体制を整備しています。
- ・ 医薬品の供給状況を踏まえ、「一般名処方」（お薬の有効成分名での表示）で処方箋を交付しています。
- ・ 「一般名処方」で処方箋を交付する場合は、医師による説明を行い、保険薬局（院外薬局）からの照会等に協力して医薬品の安定供給に取り組んでいます。
- ・ 医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があります。変更する場合には、患者様に十分な説明を行っています。